

## 外来患者の皆様へ

平成 26 年 2 月 25 日 公益社団法人京都保健会 朱雀診療所  
所 長 宮岡 和子

これまで、朱雀診療所では診療所でお薬が受け取れるという患者さんの利便性を考慮し、院内処方を継続してきました。

多様化する医薬品の適切な情報提供や、院内調剤の状況を検討し、専門の薬剤師による保険薬局での調剤(院外処方)が望ましいと考えてきましたが、ごく近くに薬局がないため院内処方を続けてまいりました。このたび、やはり院外処方への移行は必要と考えました。御不便をおかけしますが、なにとぞご理解のほど よろしく願いいたします。

平成 26 年 4 月 1 日より、外来診療での投薬を「院外処方」に移行させていただくことと致しました。原則「おくすり」は「保険薬局」で受け取っていただくようになりますので、ご理解とご協力をお願いします。

外来患者さんには、当院にて「院外処方せん」をお渡ししますので、ご希望の保険薬局にお持ちいただき、お薬を受け取って頂くこととなります。

患者さんにはご迷惑おかけしておりますが何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### □院外処方のメリットとしては

「院外処方」にすることによって、薬の専門家である薬剤師から薬の説明や服薬指導を受けることができます。あわせて「かかりつけ薬局」では、他の医療機関で処方された薬と当院で処方された薬との相互作用や飲み合わせについても説明を受けることができ、薬の安全性が一層確保されることとなります。

- 1) 院内薬局に比べて品揃えが豊富
- 2) 副作用やジェネリック医薬品などお薬に関する疑問などを薬剤師に相談できる
- 3) お薬手帳で複数の医療機関の薬を管理することができる などがあります。

### □医薬分業のデメリット

- 1) 診療所と別に薬局に行かなければならず、ご足労をお願いすることとなります。
- 2) 現在の健康保険制度では、医療機関で薬を受け取る場合に比べて、患者さんの負担金が若干増減します。